

情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っております。初回の診療は対面診療をさせていただきます（※1）。情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）に際しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省・平成30年3月（令和5年3月一部改訂））に準じます。

なお、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の実施の可否については、患者様、ご家族様の同意のもと主治医の判断となりますのでご了承ください。

※1) 初回（初診）の処方に関しまして、一般社団法人日本医学会連合が作成した診療ガイドラインでも、オンライン初診の場合には以下の処方は行わないことを定めています。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

（遵守事項）

1. 保険医療機関での対応状況を記入した「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリストを遵守し、診療にあたらせていただきます。
2. 医療広告等ガイドライン（医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 令和8年3月30日最終改正）を遵守します。
3. 向精神薬を処方するにあたり、オンライン資格確認等システム又は医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークのいずれかを用いて薬剤情報を確認することを遵守します（令和10年5月31日までの間に限る）。